

愛媛県教育委員会 8月定例会会議録

1 開会の日時及び場所

平成26年 8月28日（木）午前10時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 委員定数

6人

3 出席委員

委員長 松岡義勝 委員 関 啓三 委員 堺 雅子

委員 脇斗志也 委員 攝津眞澄 教育長 仙波隆三

4 欠席委員

なし

5 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 井上 正

教育総務課長 土井一成

生涯学習課主幹 川吾公政

保健体育課長 近藤正典

義務教育課長 吉田慎吾

人権教育課長 峯本陽子

高校教育課担当係長 小池照雄

高校教育課担当係長 菊池博喜

高校教育課指導主事 沖田浩史

高校教育課指導主事 田中 圭

高校教育課指導主事 中島康史

高校教育課指導主事 矢野重禎

高校教育課指導主事 白方良憲

特別支援教育課指導主事 二神 博

指導部長 北須賀逸雄

教職員厚生室長 伊藤 理

文化財保護課長 藤田 享

国体競技力向上対策室長 村山俊一郎

高校教育課長 長井俊朗

特別支援教育課長 西原昇次

高校教育課担当係長 松浦ヨリ子

保健体育課指導主事 池田知孝

高校教育課指導主事 宮地洋安

高校教育課指導主事 中村惣一

高校教育課指導主事 永井伊秀

高校教育課指導主事 谷山伸司

高校教育課指導主事 細川昌弘

6 会議の概要

(1) 開 会

委員長 午前10時00分開会を宣する。

委員長 議案第41号平成27年度使用県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程教科書の採択について並びに議案第42号平成27年度使用県立特別支援学校小学部及び高等部教科書の採択について、教科書採択に係る審議は、必要と判断される場合には審議を非公開としてきたが、本年度は、静ひつな環境が確保されていることから、審議を公開することについて諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 議事のうち、議案第43号請願書の取扱いに対する異議申立て

に係る決定については、争訟に関する案件について審議することから、議案第44号愛媛県文化財保護審議会委員の委嘱について、議案第45号教職員の報賞について、議案第46号公立小学校教員の懲戒処分について及びその他の協議案件の表彰案件2件については、いずれも人事案件であることから、並びに、その他の協議案件の平成26年度9月補正予算案については、今後、知事が最終決定をして、県議会に上程される予定の案件であるが、知事による公表がされていないことから、審議を非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

(2) 7月定例会会議録の承認

委員長 7月定例会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

(3) 教育長報告

委員長 報告を求める。

○閉会中の文教警察委員会の質疑内容について

教育長 平成26年7月30日に行われた文教警察委員会における教育委員会関係の質問及び答弁要旨について報告する。

○平成29年第72回国民体育大会の開催決定について

国体競技力向上対策室長 7月23日に東京都で開催された日本体育協会理事会において、平成29年第72回国民体育大会の開催地を愛媛県とすること及び会期を平成29年9月30日から10月10日までの11日間とすることが決定された旨、日本体育協会会長から直接知事に開催決定書が交付された旨報告する。

○平成26年度全国学力・学習状況調査の結果概要について

義務教育課長 8月25日に公表された全国学力・学習状況調査の調査結果について報告する。

堺委員 県独自の調査を実施しているのか質問する。

義務教育課長 実施している旨回答する。

堺委員 小学校5年生と中学校2年生で実施しているのか質問する。

義務教育課長 小学校5年生と小学校6年生、中学校2年生で実施している旨回答する。

堺委員 小学校5年生の調査をして、その翌年度初めの頃に小学校6年生の調査をすると思うが、小学校5年生の調査をした際に課題になった点がどういうふうに改善されているかということを検証しているか質問する。

義務教育課長 5年生の課題は6年生に持ち越さないということで検証をして取組をしている旨、今回の全国学力テストの結果よりもさらに細かいデータを県教育委員会としては持ち合わせている旨回答する。

堺委員 それが学習指導に活かされているということか質問する。

義務教育課長 活かされている旨回答する。

協委員 去年最下位だった静岡県の知事が大変憤慨されて厳しい話になっていたと思うが、今年の静岡県の結果について質問する。

義務教育課長 静岡はかなり上位になっている旨回答する。

協委員 指導すればそれなりの成績が出てくるのか、現場の状況について質問する。

義務教育課長 静岡県の場合のごく一部の区分で成績が思わしくなかったが、元々はかなり高い県であるため、それほど先生方が御苦労されたことはないと考えている旨、本県の教職員については、当初から授業改善を主たる目的としているため、当然順位にまず注目が集まるが、授業改善をして子どもたちの学力向上につなげようというのが合言葉であり、その結果が小学校中学校と連携したおかげで中学校の成果がやや出てきたと感じている旨、先生方もそのように捉えていると思う旨回答する。

協委員 四国中央市は公開をしていないが、県としては公開した方がいいと考えるのか、それともそこまで考えないのか質問する。

義務教育課長 各市町がどのように判断するかは、各市町教育委員会の判断に委ねられているため、四国中央市では、そういう判断をされたということで、特にそれが県にとってどうということはない旨、決められたとおり各市町に判断いただいたと思う旨回答する。

攝津委員 ゆとり教育には賛否両論あるが、こういう学力テストの結果により、今度また土曜日が学校開始になるかもしれないという状況の中で、どのように対応していくのか質問する。

義務教育課長 現在県教育委員会として、土曜授業の在り方については、いつでも土曜授業をできる環境を整えており、そのことを学校現場にも伝えている旨、各学校の校長先生方には、地域や保護者の皆様に対してその環境が整っているということを必ずお伝えいただいております。その上で地域や保護者の方と話をさせていただいて、今、土曜授業が各学校にとって必要であるかどうかの判断をしてもらっている旨、それにより、校長の判断で土曜授業をすることについては県教委としては環境が整っているののでやっていただくのは結構であり、まだ環境が整っていないので自分たちは土曜授業をしないで、子どもたちの学力向上を図っていこうと考えているのであれば、それはそれで構わないというふうに考えている旨回答する。

関委員 今回の結果については、これで全て判断されるわけではないということ徹底していただきたいと思う旨、今後の長い生徒指導にとって、生活習慣や学習の環境関係が大事だと思う旨、各市町において何が問題か検討してもらい、学習環境や生活環境を深く捉え、健全な学習をさせていくということは大事だと思う旨意見を述べる。

委員長 「家で、学校の授業の復習をしていますか。」という質問について、中学校調査の結果を見ると低くなっているが、中学生の成績は伸びているというのは、家庭では勉強しないが学習塾その他で勉強しているのか、そういう傾向はあるのかないのか質問する。

義務教育課長 分析を始めてまだ間もない状況で細かいところまで十分見切れてないが、授業の復習をしていないという子どもがかなり多く、成績と釣り合わないので各方面から調べてみると、教員から子どもたちに宿題を全国的にもかなり出しているが、子どもたちの実態を見ると実は家庭で宿題をすることに費やしている時間が小学校では1時間以上で全国で12位、中学校では2時間以上で全国でちょうど平均値23位程度である旨、しかし、子どもたちは先生から出た宿題を授業の復習と捉えてないため、子どもたちの側の捉え方の違いで時間が少なくなっているのではないか、授業の復習はしていないが学校から出た宿題にかける時間は非常に取っている、この辺りは子どもたちが質問の選択肢に共通して答えられておらず、それぞれの捉え方で、自分が家庭でしている宿題が授業の復習ではないと捉えて書いた子どもたちがかなりいるように思われる旨、先生方の宿題と授業の復習、家庭学習の時間辺りを再度詳しく調べてみたいと思う旨回答する。

○平成27年度愛媛県公立学校教員採用選考試験（1次）の結果について

義務教育課長 7月23日から25日にかけて実施した平成27年度愛媛県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の結果について、採用予定数197名に対し、約1.7倍の333名を合格者とした旨報告するとともに、第2次選考試験の日程、結果の発表予定日等を説明する。

委員長 暫時、休憩する旨宣する。

教職員厚生室長、生涯学習課主幹、文化財保護課長、国体競技力向上対策室長、義務教育課長及び人権教育課長退席する。

保健体育課指導主事、高校教育課担当係長及び指導主事並びに特別支援教育課指導主事着席する。

委員長 議事を再開する旨宣する。

(4) 議 事

議案審議

委員長 議案第41号を上程する。

○議案第41号 平成27年度使用県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程教科書の採択について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 平成27年度に県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程において使用する教科書について、学校から第1部の512種類528冊及び第2部の37種類37冊の使用希望があり、全ての教科書を選定した旨、並びに教科書目録及び教科書についての研究結果報告書により教科ごと

に採択したい教科書の特徴を説明するとともに、昨年度本県では採択されていない教科書で、今年度使用希望があったものを報告する。

委員長 全体に関する事柄も含めて、国語、地歴、公民及び数学について意見を求める。

委員長 全体的な事柄について、平成 27 年度使用教科書に選定した教科書数が 549 種で 565 冊ということで、過去 30 年間で最も低く、選定率の 54.8 パーセントも 2 番目に低いようだが、どういう理由で低い選定率になったのか、また、「生きる力」と長年言われてきたが、「生きる力」を与えるために教科書で工夫されている点はどのような点かという 2 点について質問する。

小池担当係長 平成 27 年度使用教科書の選定教科書数が 549 種 565 冊という数値は 30 年間で最も低い数値であるが、発行された教科書が第 1 部では、659 種 691 冊であり、従来の教育課程が始まって、同じく 3 年目だった平成 17 年度の使用教科書 840 種 868 冊に比べて 177 冊減少となっているなど、元々発行されている教科書の冊数が少なかったのが原因であると考えている旨、選定率の 54.8 パーセントについては、昨年 53.9 パーセントに次いで低い数値であるが、第 1 部の教科書の選定率は 77.7 パーセントであり、低い数値とは言えない旨、今年度は第 2 部が定時制の 4 年生の課程のみということで、選定率が 10.9 パーセントと非常に低くなっており、それと合わせて集計することによって 54.8 パーセントという数値となっている旨、続いて、「生きる力」を育むために、教科書でどのような工夫がなされているかについては、新学習指導要領を踏まえた 1 部の教科書において、生徒が確かな学力や豊かな心など「生きる力」を育むことができるよう、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視するとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うために、国語をはじめ各教科等で言語活動の充実を図るような内容が盛り込まれている旨回答する。

関委員 地歴と公民について、地歴の問題では広島のと砂災害が直近にあり、また、東日本大震災の問題は教育の中でも認識をしていかなければいけないが、地歴の教科書の中でも自然災害、また防災関係についてどこにポイントを置いて教えていこうとしているのか、公民の問題では、最近インターネットが普及し、家電製品や衣料品、また食品や日用品に至るまでネットで購入し、悪質な業者や、ネット決済におけるいろいろな問題が発生している状況の中で、公民の教科書の中で、ネット社会における消費者問題をどのように教えようとしているのか、この 2 点について質問する。

中島指導主事 地歴において自然災害や防災を扱うのは地理であり、地理の教科書では、我が国の自然環境について、変化に富んだ地形や気候が、美しい景観や生活・生産の基盤となる豊かな土地を形成する一方で、そのような特色が自然災害と表裏一体であることを理解できるよう、例えば温泉と火山の関係などの実例を挙げながら記述している旨、また、防災については、

将来生じるであろう自然災害の範囲や被害状況の予測をまとめた地図であるハザードマップを取り上げるなどして、生徒の防災意識を高めることができる内容になっている旨回答する。

永井指導主事 公民については、現代社会と政治・経済の教科書では、以前からある消費者問題の悪徳商法や食品被害、製品被害について、近年の状況に合わせて、インターネットを使った取引でのトラブルなどの記述が充実してきている旨、例えば、今年の6月には一般薬品のネット販売が解禁になりいろいろ賛否があったが、消費者は経済の自由化や規制緩和が進んでいる状況で、政府の保護を求めるだけではなく、自分自身の責任や、自分自身で権利を守り、消費者として自立していく必要があることを理解させることができるような記述がされている旨回答する。

関委員 地歴については、特に非常時の退避、行動意識、退避のルートや避難場所などを日頃から教えて、非常時に即対応できるような教育というものが必要である旨、また、公民のインターネット関係については、今、県でもやっていると思うが、ネットを監視することについて、監視をしているいろいろな問題が出てくる中で、参考にして教えることを是非お願いしたい旨意見を述べる。

脇委員 今年の春高校に入学した生徒は、1学期が終わり2学期に入ると、これから第1回目の就職か進学かの判断を迫られる時期で、就職活動を入れれば実質2年ないが、公民における今後の雇用問題の教科書等での扱いについて、もう一つは、英語で昔から受験用の授業と言われながらなかなか改善されず、教科書もそのようなものになっているのではないかという危惧があるが、英語の活用が高まるような工夫について質問する。

矢野指導主事 公民の若者の教育については、最近の厳しい雇用状況を踏まえて、現代社会や政治・経済の教科書のほとんどで、若者の「非正規雇用」についての記述がなされるようになり、以前の書き方に比べて、生きる上で厳しい状況についての記述も増えてきている旨、用いられている用語についても、ある程度一般化してきた「フリーター」とか「ニート」という言葉に加えて、もう少し新しい「ワーキングプア」や「ワーク・ライフ・バランス」という言葉も多くの教科書に載るようになり、写真とか図表を使って、できるだけ生徒に就職というものをなるべく早く身近な問題として考えさせるような工夫がなされている旨回答する。

細川指導主事 外国語の教科書に関して、受験用の教科書になっていないかという御指摘について、英語の学習指導要領では、コミュニケーション能力の育成、英語活動の充実というところが大きな目標として掲げられており、教科書も英語の学習指導要領にのっとった形で作られており、例えば「英語表現Ⅰ」とか「英語表現Ⅱ」の教科書では、スピーチ、プレゼンテーション、ディスカッション、ディベートなど、生徒が英語で話し合ったり、発表する

場面が多く設けられている旨、「英語会話」の教科書では、身近な話題について生徒が会話できるような配慮もされており、海外での生活に必要な基本的な事項、買い物であるとか飛行機内での会話であるとか、具体的な使用場面というものを設定し、生徒が自らの考えを発信できるような工夫がなされている旨回答する。

委員長 国語に関して、高校生の読書離れということが言われるが、学校現場では朝の読書の時間を設けるなど、読書指導に精力的に取り組んでいただいていることは十分理解しているが、多くの高校生が手にする国語総合の教科書において、生徒の読書意欲を喚起するための工夫や、学習指導要領で我が国の伝統文化を大切にすることを養うというのがあるが、古典Aや古典Bの教科書では、我が国の伝統や文化に対する理解を深める工夫をどのようにしているのか、その2つについて質問する。数学に関して、新学習指導要領で、言語活動の充実という点で、全ての教科で取り組むべきだという指摘がされているが、数学の教科書において、言語活動の充実にどう取り組むという点ではどのような工夫がされているのか質問する。

沖田指導主事 国語について、学習指導要領では、読書の幅を広げ、読書の意欲を喚起して、生涯にわたって読書に親しむ態度を養うことが重視されている旨、国語総合の教科書では、教材に関する書物を幅広く紹介するような工夫がなされており、生徒たちに読書意欲を喚起し、読書の幅を一層広げるように配慮がされている旨、例えば、国語総合の教科書では、教材の最後にズームアップというコーナーを設けて、教材に関連したテーマの理解を深め、読書活動につなげるようになっているものがあり、例えば「羅生門」の教材に併せて、芥川龍之介の他の作品を文庫本の表紙と一緒に紹介しており、これを見ると、生徒たちも次は「鼻」を読んでもみようかといったことが喚起できるのではないかと思う旨、評論についても、例えば、山崎正和の評論教材の後にはズームアップのコーナーで、丸山真男や加藤周一などの同じ文化論の評論家の著書を紹介するなどの工夫がなされている旨、続いて、我が国の伝統と文化に対する理解を深める視点については、古典Aでは、伝統的な言語文化に対する理解を深めることが主な目標であり、特定の文書や作品でまとまりのあるものが教材として採り上げられている旨、例えば、『大鏡』、『源氏物語』といった作品を中心に収録し、特に『源氏物語』では、「桐壺」とか「夕顔」とか「若紫」など多くの部分を採り上げるほか、巻末に『源氏物語』の参考年表や参考系図を掲載するなど、より広く深く学習することのできるような工夫がされている旨、古典Bの教科書では、各時代、各ジャンルから豊富に採録されており、古典についての理解や関心を深めるような工夫がなされている旨回答する。

谷山指導主事 数学において言語活動の充実にどのような工夫が教科書の中でされているかということについては、例えば「研究」や「発展」のコー

ナーを設けるなど、教師の指導のもと、生徒が互いに意見を発言しながら、考えを深めていくことができるような工夫がなされている旨、新学習指導要領においては、数学Ⅰと数学Aでは、「課題学習」を設けており、例えば、三角比の学習において、学習した内容を用いて、生徒に校舎の高さを計算で求めさせるというような場面を設けたり、生徒に求める方法を議論させたり、実際に活用する場面を体験させるなどの工夫がなされており、そういう活動を通じて数学に対する興味・関心を高めるとともに、言語活動の充実を図るよう工夫がなされている旨回答する。

委員長 理科、保健体育、芸術、外国語、家庭及び情報について意見を求める。

堺委員 保健体育について、脱法ドラッグ、危険ドラッグと名称が変わったようであるが、最近テレビでもこれらのニュースが盛んに言われているが、このドラッグだとか、覚せい剤やシンナーなどについてはどのように扱われているのか、あるいは人体への健康被害についてはどのように取り扱われて、学校現場ではどのように指導されているのか質問する。

池田指導主事 保健について、「薬物乱用と健康」というところで、薬物関係について取り扱われている旨、これまで脱法ドラッグと言われていたものが、今年の7月に名称が公募されて危険ドラッグに変わり、法には触れていないが、実際には大麻やMDMAや覚せい剤などの禁止されている薬物と同様、若しくはそれ以上の体内や脳への影響があると認識している旨、今回提示させていただいている3冊の教科書の中では、法に触れる薬物の乱用について適切に指導できるような内容が取り上げられているが、脱法ドラッグもしくは危険ドラッグについては、教科書の上では触れられてはいないので、学習指導要領の中では、薬物乱用は心身の健康や社会に深刻な影響を与えることから行ってはならないことを理解させるということになっているので、この教科書を含めて、今後私たち保健体育課の教員が危険ドラッグについても十分理解を深めて、乱用されないように指導していかなければならないと捉えている旨回答する。

堺委員 教科書が作られる時期と、いろいろなものがニュース等が出る時期とが少しずれると思うので、発展あるいは拡充とかいうことで、是非ともその時々で問題になっていることなども取り上げて指導してほしい旨意見を述べる。

攝津委員 最近、子どもたちの理科離れがささやかれる中、第1部の教科書では自然や科学に対する興味・関心を高めるための配慮がなされているか、家庭科と芸術とどちらにも当てはまることだが、最近、日本の文化遺産や和食とか、日本の美というところが世界で注目されている中、芸術文化について理解を深めるために教科書ではどのような工夫がされているか、家庭科について、昔からの発酵食品であるとか、物を大切に作る心や、日本の良いと

ころが、今、世界でとても注目されていて、私たち親としても子供たちが世界に出て生活していく中で、一番気になるのが、マナーができていない子どもたちがとても多いという中で、いじめとか人権の問題にも関わることなので、マナー力をもっと向上させてほしいという親の願いがあるが、そういう配慮がなされているか、保健体育になるのか、心と体という面で、心のケアや配慮について質問する。

中村指導主事 最初の理数教育に対する興味・関心の件について、8月上旬の新聞において、日本の高校生の自然・科学に対する興味・関心は、日米中韓の4か国の中で最低であるとの報道があり、小学校、中学校、高校にかけて、だんだんと興味、関心が薄れているということがアンケート結果から言われている旨、理科の第1部の教科書を見ると、実生活の中での応用例や、その恩恵の享受など、実生活との乖離を防ぐことができるような配慮がなされており、例えば「物理基礎」では「物理学が拓く世界」、「物理」では「物理学が築く未来」という小項目を設けて、物理学と医療、宇宙開発との関わりについて扱ったり、「化学基礎」、「化学」では人間生活に広く利用されている物質であるプラスチック、金属、セラミックスの種類や性質について扱うなど、生活との関連付けを図り、自然・科学への興味・関心を高めることができるよう工夫がなされている旨回答する。

池田指導主事 保健の中で心の健康に関わる分野があるが、今、いろいろな過去にはなかったような心の問題を抱えている生徒が増えているという現象があるため、当然、保健の分野でそういったところも充実させて指導していかなくてはいけないと考えている旨、担任の役割、更には養護教育教諭の役割も非常に重要になってきているため、科目保健、保健体育課の教員、そして養護教諭の連携をさらに深めて、心の健康をさらにカバーしていけるような状況を作っていく旨回答する。

菊池担当係長 芸術において、日本の美や伝統文化について、理解を深めるためにどのように工夫しているかという点について、どの科目においても我が国の伝統的な芸術文化の取扱いが重視され、取り扱う分量も増えている旨、例えば、書道の教科書では従来よりも20数ページ増え、そういったことを取り扱う分量も増えている旨、音楽においては、数種類の和楽器、琴、三味線、篠笛や和太鼓などを取り上げて、構え方や演奏の仕方を写真や図版をたくさん用いて分かりやすく工夫している旨、美術においては、北川歌麿の木版画と、同じ版画であるアンディ・ウォーホルのマリリン・モンローの顔などを比較しながら学べるようになっており、最近注目を浴びている山口晃という作家が洛中洛外図を現代風にアレンジして描いた作品を紹介して、古典、古い伝統美と現代を結びつけるような、生徒に鑑賞などを通じて芸術文化の理解を高めさせるような工夫がなされている旨回答する。

松浦担当係長 家庭科でのマナーについて、食生活の分野では、テーブル

マナーで、食べ方や食べる順だけではなく、周りの人を気遣いながら、気持ちよく食べるということについて記述されており、生活の分野では、TPOに応じた服装について取り扱われている旨、また、家庭科は衣食住を自立して生活していくための知識や技術を身に付けるためだけではなくて、様々な人と関わりながら生活していくという、共に支え合って生活していくことについても学ぶ教科のため、保育や高齢者の分野で、保育の分野では子供の権利についても記述があり、そういうことも学ぶことになっている旨、高齢者の分野では、高齢者に対して肯定的な理解をするような記述がなされている旨、また、保育体験学習や高齢者と関わる機会というのを非常に大切にしており、交流学习を通してコミュニケーション力を身に付けることや、人を尊重して関わっていくというような記述がされていることについて回答する。

協委員 教科書について、今までの積み重ねがあるので、使用される教科書が固定化するのにはある意味仕方のないことかもしれないが、一般的に言うと、選択にもっと迷うような教科書を作ってほしい旨意見を述べる。

委員長 私は高校で授業をしていて、教科書採択の際の経験をお話すると、国語の教科書は他の学年とは重ならない出版社のものを必ず採択するというをしていた旨、これはいいからと毎年採択するのではなくて、教科書を変えることによって、新たな教材研究をしていく旨、同じものを毎年やっているのと、ずっと同じことを教えてしまうので、学年では変えていこうということをやっている場合もあるので、必ずしも決まったものを全ての学年が使用するというにはなっていない事例もあるという旨意見を述べる。

委員長 専門教育に関する教科書について、農業、工業、商業、水産、家庭科、情報及び福祉について意見を求める。

堺委員 今障害を持った方たちの就労支援等の仕事に携わっているが、福祉の教科書の中で、障害福祉がどの程度取り上げられていて、どのような内容か、例えば障害の種類が取り上げられているのかどうか、情報で、今高校生がほとんど携帯電話やスマホを持っていると思うが、いろいろな投稿サイトがあり、掲示板への書き込みもスマホからできる状況にあるため、個人情報の保護の問題とあいまってトラブルの原因になっている事例もたくさん見受けられるのではないかと、学校でも、実名を出して掲示板に書き込みをするようなことに対する情報モラルの指導、あるいは、携帯電話等を持つことによって、本来は家庭で指導すべきことかと思うが、親の方が付いて行けてないと思うので、その辺りを教科書や学校の中でどのように指導しているか質問する。

松浦担当係長 福祉について、福祉の科目は9科目あり、福祉で一番基本になるのが社会福祉基礎という科目だが、この中には障害者福祉という項目があり、障害者福祉とは何かから始まり現状と課題や障害者の自立支援、障害別にそれぞれの現状と課題、どのような支援が必要かについて記載がされ

ている旨、生活支援技術や介護福祉基礎の教科書の中にもそれぞれ障害別に障害についての理解、障害がある人についての理解と支援の方法についての記述がある旨回答する。

白方指導主事 情報モラルの件について、教科情報の中での取扱いだが、情報モラルについては情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方や指導を教科情報の中で行っている旨、情報技術の進展に伴い、身に着けさせるべき内容がだんだん増えていく傾向にある旨、一昔前は情報の受け手としてのモラルが中心であったと思うが、今は全ての人が情報の送り手と受け手との両方の役割を持つようになっている時代のため、両方の立場であらゆる場合において適切な行動が取れるような指導を行っている旨、スマホ・携帯から掲示板への不適切な書き込みが社会問題になっていることについて、そういったことが起こった時の対処方法については、まずはサイトの管理者や運営管理者に対して削除依頼をして、それでも改善されない場合はプロバイダに対して、それでも改善されない場合は警察のサイバー犯罪対策室といった関係諸機関に相談・連絡する流れになるが、関連する教科書での扱いについては、情報社会における法と個人の責任というところで、先ほどのプロバイダやサイトの管理者等に対しての削除依頼、これはプロバイダ責任制限法があり、そういった法律を授業の中で扱うようになっている旨、不当な理由がある場合には被害者はプロバイダ側に対して情報発信者に関する情報の開示を請求することができるということも授業の中では取り扱っている旨回答する。

関委員 商業について、商業教育の基本というのは社会経済のルール、社会における企業家精神、ベンチャー精神の育成というところがあると思うが、最近、中国の食品会社が消費期限切れの肉を使用したり、いろいろな肉をコスト問題と言いながら使用していたということが大きく問題になっているが、商業の教科書の中では、ビジネス経済の中で企業の果たすべき責任、企業のモラルであるとか倫理観等についてどのように取り扱われているのか質問する。

田中指導主事 商業のビジネス基礎の教科書ではビジネスに対する考え方について取り扱われている旨、経済活動と法という科目では、例えば最近話題になっている消費期限や賞味期限、産地の偽装などを取り扱い、法令順守をして企業活動を行うことの重要性について学習するとともに企業の説明責任についても取り扱っている旨回答する。

堺委員 情報について、最近高校生でもブログやフェイスブックをしている人がたくさんいると思うが、そういうことに関して問題になってくる著作権や肖像権とかあるいは個人情報の取り扱いについて質問する。

白方指導主事 先ほどの質問にも関連あることだが、情報の発信者としての責任ということで、情報通信ネットワークの活用について、ネットの向こ

う側には人がいるということやトラブル等についても指導をしているが、個人情報については、いろいろな事例等を授業の中で扱いながらそれを通してあるべき行動を考えさせるといったことを授業で扱っている旨回答する。

堺委員 著作権や肖像権の問題も取り上げられているということか質問する。

白方指導主事 そういった法律についても授業の中で取り扱われており、事例等も踏まえて適切な行動が取れるよう指導している旨回答する。

委員長 農業について東大生が愛媛のみかんにととても感動している報道や農業ガールが時々テレビに出たり、田舎暮らしはいいものだとして若くして田舎へ来たり、定年後出て来たり、労働環境も少し感じが変わってきている気がするが、農業の担い手が高齢化し、しかも人数がどんどん減って、大事な分野であるが、ちょっと寂しい雰囲気がある旨、農業の教科書の中では農業の意義や農業に従事することの魅力などをどのように取り上げているか質問する。

永井指導主事 農業科では、新学習指導要領に「農業と環境」という科目があり、全ての農業高校生が必ず学習する教科になっている旨、その科目では、農業の盛んな地域では、稲作が盛んな地域では稲、野菜栽培が盛んな地域では野菜、県内唯一の畜産科がある野村高校では、鶏の飼育を実際に行って農業の基礎、環境保全、総合について学習するように構成されている旨、このようなことを踏まえて農業と環境の教科書では命のふれあいや環境学習を通して農業の意義や役割を深く理解させるとともに農業各分野に関する興味関心を高め、更に3年間の学習を通して農業に興味関心を持って卒業していく方がたくさんいる旨回答する。

委員長 魅力ある農業を教えるための授業の工夫とか教科書があるようだが、実際には農業科に行った人が農業に従事しないという現実もあるので、その辺はまた次の機会でも状況を聞かせてほしい旨意見を述べる。

協委員 10年くらい前から食育等盛んに言われており非常にいいことだと思うが、マスコミ等の影響もあり、例えばあるテレビ番組が12月1日に来て、今がいちごの旬ですねと言う、一般の人が聞くと本当にいちごは12月に採れると誤解されかねない旨、あまりにも消費者に知識が無すぎであり、昔賞味期限が無かった頃は、自分で判断して賞味期限を決めていたのが、今は売り手サイドの責任になっている点では少し変わってきている旨、その辺りは子どもたちにいろいろ理解してほしい旨意見を述べる。

永井指導主事 農業科目では栽培科目だけではなく、食品流通や総合実習という科目で、栽培、加工、販売までの一連の流れも勉強している旨回答する。

攝津委員 今流通ということが出たので、農水工と全部に当てはまることだが、八幡浜では「あきんど」と言って子どもたちが地域で作ったものを売

り、高校生たちがとても頑張っているのだが、地域愛を育てるところで、農水工と大きな役割をしていると思うが、体験型学習を教科書でも取り扱っているか質問する。

永井指導主事 それぞれの科目で総合実習の中で現場実習というのがあり、夏休み中など地域の農家に出向いて実際に農家の方の指導を仰ぎながら実習するとか、地域との連携ということであれば食品科学では自分たちで考えた案や加工品を地域の方とアイデアを出しながら一緒に校外に出て行って活動しているところもたくさんある旨回答する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第42号を上程する。

○議案第42号 平成27年度使用県立特別支援学校小学部及び高等部教科書の採択について

委員長 議案説明を求める。

特別支援教育課長 平成27年度に県立特別支援学校において使用する教科書について、小学部で使用する文部科学省検定済教科書75冊及び文部科学省著作教科書151冊並びに学校教育法附則第9条の規定による教科書として、視覚障害者用及び知的障害者用120冊を採択したい教科書として選定した旨、並びに高等部で使用する文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書128種類128冊並びに学校教育法附則第9条の規定による教科書として、資格障害者用86冊、聴覚障害者用30冊及び知的障害者用31冊の計147冊を採択したい教科書として選定した旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 以後の案件を非公開とする旨宣する。

委員長 暫時、休憩する旨宣する。

保健体育課指導主事、高校教育課担当係長及び指導主事並びに特別支援教育課指導主事退席する。

教職員厚生室長、生涯学習課主幹、文化財保護課長、国体競技力向上対策室長、義務教育課長及び人権教育課長着席する。

委員長 議事を再開する旨宣する。

議案審議

委員長 議案第43号を上程する。

○議案第43号 請願書の取扱いに対する異議申立てに係る決定について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 請願書の取扱いに対する異議申立てに係る決定につい

て、原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第44号を上程する。

○議案第44号 愛媛県文化財保護審議会委員の委嘱について

委員長 議案説明を求める。

文化財保護課長 愛媛県文化財保護審議会委員の任期満了に伴い、愛媛県文化財保護条例第7条第1項の規定により委員を委嘱する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第45号を上程する。

○議案第45号 教職員の報賞について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 愛媛県教職員報賞規程第4条の規定により、永年勤続し勤務成績良好な教職員を報賞する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第46号を上程する。

○議案第46号 公立小学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 西条市内のホームセンターにおいて窃盗により現行犯逮捕された公立小学校教員を懲戒処分（免職）する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

(5) その他

○平成26年度9月補正予算案について

委員長 協議題の説明を求める。

副教育長 愛媛県議会9月定例会に提案予定の平成26年度9月補正予算案の教育委員会関係分について、概要を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○平成26年度優れた「地域による学校支援活動」推進にかかる文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

生涯学習課主幹 平成26年度優れた「地域による学校支援活動」推進にかかる文部科学大臣表彰の被表彰候補団体（3団体）の推薦について説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○平成26年度優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進にかかる文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

生涯学習課主幹 平成26年度優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進にかかる文部科学大臣表彰の被表彰候補活動（2団体）の推薦について説明する。

委員長 意見を求める。

関委員 被表彰団体のうち、1団体について組織期間が5年ということだが、団体の会員数が9名ということで、もっと活発に、多くの生徒その他を交えての活動をしている団体は他にないのか質問する。

生涯学習課主幹 家庭教育支援チームというのがあり、そのスタッフが9名ということである旨回答する。

委員長 活動継続期間は5年となっており、被表彰候補団体の中では活動継続期間としては長い旨意見を述べる。

堺委員 家庭教育支援チームというのは被表彰団体が所在する市の教育委員会の中に設置されているチーム名なのか質問する。

生涯学習課主幹 独立したグループだと認識している旨回答する。

委員長 資料を見ると活動継続期間は長くなっているからよい旨意見を述べる。

委員長 一つの市から今回二つの候補が出ている旨意見を述べる。

関委員 十分検討されている旨意見を述べる。

教育長 学校として行っている運動なのか、地域のボランティアで行っているものなのかという色合いが違う旨、あくまで9名で行い、その9名が指導者となって地域の学校や公民館全てを指導している意味では非常に幅が広い旨、学校とそれ以外の地域ボランティアということで一つずつ出している旨意見を述べる。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

- 委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。
- (6) 閉 会
- 委員長 午後 0 時20分閉会を宣する。

以上会議のてん末を記録し、相違のないことを証するため署名する。